

本有識者会議での主な検討事項（案）

令和 4 年 6 月 3 0 日

1. 日本語教育機関の認定制度に関すること

(1) 認定の基準

○具体的な認定基準（修業年限、授業時間、教育課程、生徒数、教員数、施設設備等）の在り方

＜共通検討事項＞

※令和 3 年協力者会議報告（参考資料 3。以下同じ）に記載された審査項目¹を踏まえてさらに具体的に検討

※基準の検討にあたっては、日本語教育の性質に留意しつつ、学校教育法に基づき設置基準が定められている専修学校、各種学校、大学等の例を参照（資料 5）

※教育課程については、「日本語教育の参照枠」（令和 3 年 1 0 月文化審議会国語分科会）を踏まえて検討

※教育体制については、機関における教育の質を確実に保証する観点から、日本語学習者に直接日本語を指導する者（日本語教師）は登録日本語教員であるものとしつつ、その他の職員（日本語学習支援者等）については資格を必須としないことにより検討。登録日本語教員の必置への円滑な移行を図るため、必要な経過措置を検討（(4) 参照）

※特に教育内容や教育体制に関する基準については、本会議で方向性を取りまとめたのち、より詳細な審査基準について、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において専門的な議論を実施

※各機関を認定しようとする際は、教育内容や教育体制等専門的な観点からの審査が必要となることから、有識者による審査を検討

＜類型ごとの検討事項＞

※「留学」の基準については、法務省告示基準をベースとしつつ、現行の法務省告示校においても教育体制や教育課程に関して問題がある事例も見られることから、教育の質の維持向上の観点からさらに要件を検討。本認定制度と入管法上の在留資格「留学」との関係や認定基準の内容については、法務省と連携して検討

※「留学」の対象となる機関については、大学における日本語予備教育を行う別科等についても、日本語教育の水準の維持向上を図るため、認定制度の対象とすることについて検討

※「就労」「生活」の実施機関、実施態様が多様であることに留意

¹ 令和 3 年協力者会議報告書では、例えば留学の審査項目として、「科目設定、修業期間・授業期間、点検評価、教材、教員数、教員要件、教員研修、定員、施設設備、校舎・教室の面積、教育成果、情報公表、第三者評価、基本組織・目的等」が挙げられている。

- ※「生活」の教育課程については、現在、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で検討中の「地域における日本語教育の在り方について」（参考資料2）で示される考え方を踏まえて検討
- ※「生活」の対象となる機関については、令和3年協力者会議報告書では申請主体を都道府県・指定都市としているが、指定都市以外の市町村や法務省告示校等が実施するケースも多い（参考資料1）。この場合、都道府県等を通じることなく日本語教育を直接実施する機関を申請者とする方が、認定審査や指導監督をより適切・効果的に行うことができ、日本語教育の質の維持向上に資すると思われることから、「生活」の申請主体について改めて検討

（2）認定を受けた日本語教育機関による自己点検・情報公表

○自己点検結果の公表や教育活動の情報公開の項目・手段の在り方

- ※自己点検評価や教育活動の情報公表は、教育機関が自ら教育や組織、運営の状況等について継続的に点検・評価することで、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むものであることを踏まえて検討
- ※自己点検・情報公表する項目や方法については、専修学校や大学等の例を参照しつつ（資料5）、日本語教育機関には比較的小規模な機関が多いことにも留意して検討
- ※認定の時点で、文部科学大臣によって各機関に関する情報を多言語で発信することが想定されていることから、文部科学大臣による公表情報と各日本語教育機関による公表情報との関係を整理しつつ検討
- ※第三者評価については、評価実施プロセス含めて教育の質の維持向上のために効果的な取組である一方で、現在実施している機関が多くない²こと、及び文部科学大臣への定期報告とこれを受けた文部科学大臣からの改善指導が想定されていること等を踏まえ、認定制度上に位置付けるかを含めて今後のあり方を検討

（3）各教育機関から文部科学大臣に対する定期報告

- ※定期報告については、認定後も一定の教育の水準が維持されるよう、認定後の教育活動の状況を国が把握し、指導・助言の端緒とするとともに、結果を取りまとめて公表し、活動状況を可視化する観点から、あり方を検討。

○定期報告を求める事項

- ※認定基準に関するもののほか、学修成果や情報公表の状況など認定後の状況に関する事を含めることを検討。「留学」については、現在法務省から法務省告示校に報告を求めている事項³を踏まえつつ検討

² 令和3年度日本語教育機関における自己点検・評価等に関する実態調査の結果では、第三者評価を実施していると回答した機関は21.1%(回答数：437機関)（参考資料1）

³ 法務省告示基準では、修了認定者のうち大学等への進学者数等について修業期間の終了ごとに報告し公表することや、基準適合性の自己点検結果について年1回報告することなど、定期的な報告事項が定められている。

○定期報告の頻度

※教育機関の負担に配慮しつつ、学生の「留学」については、現在法務省から法務省告示校に報告を求めている頻度を踏まえた上で検討

(4) 認定基準に関する経過措置

○登録日本語教員を必置とする認定基準に関する経過措置

※法施行後一定の移行期間を設け、その期間内に機関の認定を受ける際は、現職日本語教師については登録日本語教員であることを要しないことを検討

2. 日本語教師の国家資格に関すること

(1) 筆記試験

○筆記試験の内容（令和3年協力者会議報告に加えて必要があれば検討）

※既存の民間試験も踏まえて検討（資料6）。その際、登録日本語教員の資格取得には、筆記試験合格のほかに教育実習も要件とされることから、受験者の負担に配慮しつつ日本語教師の質・量の充実に資するよう、試験の内容、方法を検討

○筆記試験の免除の対象者や免除する試験の範囲

※令和3年協力者会議報告を踏まえ、法施行後文部科学大臣が指定した指定養成機関を修了した者については、筆記試験の一部⁴を免除。

(2) 教育実習

○教育実習の内容（令和3年協力者会議報告に加えて必要があれば検討）

※教育実習の担当教員の資格等を検討（(3)の指定養成機関指定基準の中で検討）

○教育実習の免除の対象者

※令和3年協力者会議報告を踏まえ、法施行後文部科学大臣が指定した指定養成機関で養成課程を修了した者については、教育実習を免除

(3) 指定教員養成機関

○具体的な指定基準

※令和3年協力者会議報告に記載された項目を踏まえてさらに検討

※指定にあたっては、審議会等有識者による審査を経ることを検討

※本会議で方向性を取りまとめたのち、より詳細な審査基準について、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において専門的な議論を実施

⁴ 令和3年協力者会議報告では、筆記試験は筆記試験①（日本語教育の実践につながる基礎的な知識を測定）と筆記試験②（現場対応力につながる基礎的な問題解決力を測定）に分けられ、指定養成機関修了者は筆記試験①を免除するとされている。

(4) 日本語教員の登録に関する経過措置

○教育実習修了の要件に関する経過措置

※令和3年協力者会議報告を踏まえ、「一定の実務経験」⁵がある者は、移行期間内に登録する場合には、新たに教育実習を受ける必要はないこととし、「一定の実務経験」の具体的な内容を検討

○筆記試験合格の要件に関する経過措置

※現行の民間試験のうち、例えば、新試験で測定する能力を網羅していると専門家によって客観的に確認されたもの等の合格者については、移行期間内に登録する場合には、試験の一部又は全部を免除することについて検討

3. その他

○登録日本語教員の情報の活用の在り方

○日本語教師を対象とした研修の在り方

※資格を取得した後もキャリアアップを図り、専門性を高めて様々な場で活躍できるような在り方を検討

※登録日本語教員への研修だけでなく、日本語教育人材全体の資質能力の向上が必要であることに留意

○その他認定を受けた日本語教育機関及び登録された日本語教員の活用の在り方

※登録日本語教員については、認定を受けた日本語教育機関以外の場でも活用を推進

⁵ 令和3年協力者会議報告では、「質が担保されている機関で一定年数以上働く等、教育の現場における実践的な資質・能力が担保される者に関しては、教育実習の免除などの配慮を検討する。」と記載。